

2024年度「通常枠」は、**70事業の申請（申請総額 136.4億円）**を受付け、審査の結果、**14事業（採択総額 26.3億円（予算52億円））**となりました → **JANPIA理事会にて9月下旬決定、9月30日公表済み**

※現在第2回の公募開始に向けても併せて準備を進めているところ（10月中旬の公募開始を予定しています）

■申請状況について

- ・70事業（申請総額 136.4億円）は、過年度における1回の公募での最大申請件数（申請総額）となりました
- ・新規団体※からの事業申請は44件（全申請事業70件に占める割合 63%） ※これまで採択の実績のない団体からのご申請
- ・昨年度は、新規団体からの申請事業は22件（全申請事業44件に占める割合 50%）

■採択結果について

- ・14事業、助成総額 26.3億円（予算52億円：予算残25.7億円）
- ・新規団体からの採択件数 7件（昨年度4件）

■総括&今後に向けて

- ・今回採択となった申請事業は、これまでの休眠預金活用事業の成果を通じて、さらなる成果創出への期待も高く、今後活動支援団体による事業運営面での安定性（適切なガバナンス・コンプライアンス体制の整備等）を有した休眠事業の次世代の担い手創出との相乗効果が期待されます
- ・平時の社会課題解決への接続をイメージした災害支援事業の申請も増加傾向（23年度第1回目 4事業→24年度第1回目 11事業）にあります
- ・今回、採択には至らなかった事業の申請団体に向けても、審査委員のコメントなども丁寧に伝えるなどのフォローアップ面談も実施し、次回申請に向けて事業計画のブラッシュアップを検討いただくよう進めていきます。

第1回通常枠 資金分配団体 採択結果



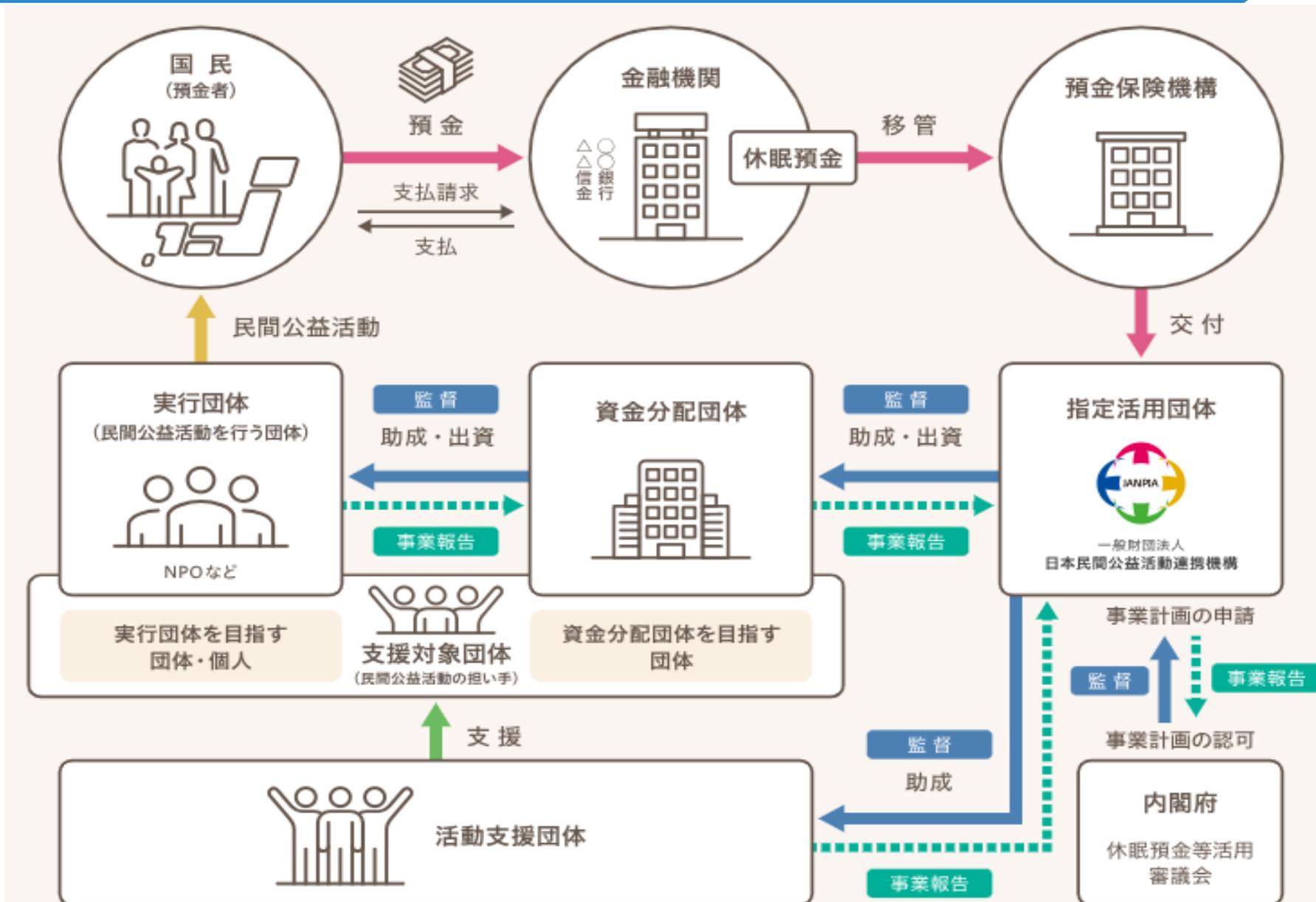
全申請団体・申請事業（70事業）の詳細はリンク先をご覧ください：https://www.janpia.or.jp/koubo_info/subsidy/result/

団体名	申請事業名	助成予定額
草の根活動支援事業 全国 2事業		
社会福祉法人 全国盲ろう者協会	盲ろう者の地域団体の創業支援事業 ステップ2 - 盲ろう者のウェルビーイングの実現を目指して -	1.32億円
特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金 *	地域山林の未来を担う林業者サポート事業	1.20億円
草の根活動支援事業 地域 4事業		
一般財団法人 大阪府地域支援人権金融公社	ひと・まち・げんき助成 - 多様な課題が集積する公営住宅を含む地域での、地域住民主体の互助・共助づくり -	1.31億円
一般財団法人 中部圏地域創造ファンド	子ども/若者（外国人を含む）の居場所機能強化事業 - 地域の安心基地の形成 -	1.63億円
公益財団法人 東近江三方よし基金	次世代につなぐ 地域総働プロジェクト - 企業・市民参加型で関係性を編み直し、地域の総力を結集して次世代へつなげる、社会課題解決型の地域コミュニティ構築事業 -	1.19億円
一般社団法人 ユヌス・ジャパン ★*	山形の暮らしとなりわいスケダチプロジェクト - 生きがいと生業（なりわい）が共存する多様な働き方と暮らし方を地方から生み出す -	1.37億円
イノベーション企画支援事業 3事業		
特定非営利活動法人 OVA ★*	自殺ハイリスク領域におけるゲートキーパー育成 & アウトリーチ支援事業 - 「死にたい」を言えないあなたにも、支えを届ける -	3.24億円
一般社団法人 全国フードバンク推進協議会	中核フードバンク団体育成事業	2.20億円
公益社団法人 日本WHO協会 ★	だれひとり取り残されない外国人医療	0.94億円
ソーシャルビジネス形成支援事業 2事業		
株式会社 GIBLI ★	水産業の6次産業化による漁村地域の活性化推進事業	2.01億円
一般社団法人 ソーシャル・インベストメント・パートナーズ ★	住宅確保困難者向け事業モデルの構築支援事業 - 居住支援・生活支援を行うそれぞれの団体に合う、持続可能な居住提供の事業モデルの構築を支援する事業 -	2.12億円
災害支援事業 3事業		
一般社団法人 KISA2隊 ★	医療と福祉の架け橋が、命を守り・心を救う - 多職種連携チームで、被災地の急性期から慢性期へと支援をつなぐ -	2.00億円
特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム	発災時の被災者の食を支える災害対応準備事業 - 地域の食支援団体への事前ノウハウ移転と災害対応 -	2.49億円
公益財団法人 ほくりくみらい基金 ★*	里山里海で多様な担い手がつながる能登の未来づくり事業 - 住民エンパワーメントとネットワーキングによる創造的復興 -	3.23億円

※ 団体名に「*」があるものは、コンソーシアムにて選定された団体 ※ 団体名に「★」があるものは、資金分配団体(コンソーシアム幹事団体)として初選定の団体

※ 助成予定額は億円単位で表示し、百万円未満を四捨五入しています

休眠預金事業の全体像



休眠預金事業で取り組む事業運営に必要な組織・運営基盤整備

- **資金分配団体**においては、実行団体に対する資金助成とともに、非資金的支援（伴走支援）の一環として、評価、ガバナンス、経理等の整備（強化）にも取り組みます
- **実行団体**においては、事業期間を通じて、社会的事業を行う担い手（法人・団体）としての信頼性向上と事業遂行力強化に向けた取り組みを進めていきます。

■ 評価の実施

- アウトカム重視の事業計画策定と目標設定
- 評価の実施及び状況にあわせた計画の見直し
- よりよい事業へと進化

■ ガバナンス・コンプライアンスの体制整備

- 必要な規程類等の整備、公開
- 公平公正な事業運営、社会的信頼の醸成
- 行政、企業等ステークホルダーからの信頼を獲得

■ 確実な経理処理

- 資金の概算払い（前払い）
- 月々の精算処理の着実な実施

円滑な事業運営に向けた
事業運営に必要な組織・運営基盤整備



評価による
事業構築力
の強化

ガバナンス体制
の強化による
信頼性向上

適切な資金
管理の体制

実行団体公募・選定に向けて～3か年の事業を通じて成果創出に向けて～

- 申請団体により、経験や専門性を有するメンバーの有無、法人形態などその特性は様々です。
- 一方で、**休眠預金等活用事業としての説明責任を果たすため、実効性のある事業運営と適切な資金管理ができるガバナンス・コンプライアンス体制の確保は必須の条件であると考えます。**
- このため、**①契約締結までに、すべての実行団体に対応いただきたい事項、②事業実施期間中に、段階的にお取り組みいただく事項**の2段階に分けて整備を進めるという考え方を21年度の業務改善PTでの検討結果として運用を進めています。

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項



②事業実施期間中に、段階的にお取り組みいただく事項

※ 考慮される団体の特性

- 助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）
- 専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
- 団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
- 団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など

ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項	実行団体の整備義務
社員総会・評議員会の運営に関する事	◎
理事会の構成に関する事 ※理事会を設置していない場合は不要	◎
理事会の運営に関する事	◎
経理に関する事	◎
コンプライアンスに関する事 ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置	○
内部通報者保護に関する事 ※自団体で整備困難な場合、JANPIAのヘルプライン窓口を活用可能です	○
利益相反防止に関する事	△
倫理に関する事	△
理事の職務権限に関する事	△
監事の監査に関する事	△
組織（事務局）に関する事	△
文書管理に関する事	△
情報公開に関する事	△
リスク管理に関する事	△
役員及び評議員の報酬等に関する事	△
職員の給与等に関する事	△

■ 実行団体選定の公正性

利益相反の疑いを外形的にも排除。

- 資金分配団体と申請団体との役員の兼職は不可とする。
- さらに、過去に兼職関係があった場合、退任後6か月間※は、当該団体による実行団体への公募申請を不可とする。
※ 制限する期間については、今後の運用状況を検証し、必要な見直しを検討する。

■ ガバナンス・コンプライアンス規程の公表

実行団体の規程類の公表・運用を以下により徹底。

- 実行団体の規程類が資金分配団体との間で約定された期限内に公表されない場合、
 - 事業の実施期間中においては、当該実行団体への助成額の一部の支払いを留保する。
 - 事業終了後においては、当該実行団体及びそれを選定した資金分配団体による今後の公募申請について、審査において減点要素とする。
- 加えて、整備された規程類の運用状況について、事業完了1年後に当機構においてサンプル調査を実施

■ 欠格要件に関する事例の明示

- 欠格要件に該当する不適切な事例を公募要領等に明示し、これを行わないことを契約内容とする。
- 公益通報窓口への情報提供に対し、必要な調査等を実施する。
- 事業報告書、精算書類等の精査により、事業運営状況を定期的に確認。

■ 不動産の取扱い

- 土地の購入は助成対象外とする。助成対象は賃貸のみとする。
- 建物については、賃貸を原則とする。ただし、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り、特例として購入を認める。その際、
 - 購入価格の経済的合理性について、当機構で不動産鑑定士等による評価を行い、当該評価額の80%を上限に助成を行う。
 - 処分等※の制限期間を法人税法に定める減価償却資産の耐用年数とする。この間に事業を終了する場合には、財産価値相当分の返還を求める。

※ 休眠預金等活用事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行うこと。

- ・ 現行の助成事業では、土地購入費用は助成対象外であり、建物についても賃貸を原則とし、購入費用は例外的な場合に限り取得費用の80%を助成金の上限として助成することとされている（**自己負担2割ルール**）
- ・ **能登地震の被災地では、支援活動の拠点確保等が困難な状況（利用可能な物件が少ない）**にあることなど、**要件緩和に対する現場団体から要請に接している**
- ・ JANPIAでも被災地への訪問や事業者へのヒアリング等を通じて、被災地の深刻な現状や、復興に向けて支援活動の担い手が継続的に活動していくための拠点の重要性等を把握しており、現行の要件緩和の必要性を認識しているところ

1. 対応案

緊急支援枠において、激甚災害の被災地域において、災害復興支援として真に建物の購入が必要な場合であって、民間からの寄付や金融機関からの借入等による自己資金調達が困難と認められるときには、現行の2割負担ルールを緩和し、自己負担割合を2割未満とすることも許容する（ただし、建物評価額全額の助成は認めず、一定の自己負担を求める）。

2. JANPIA事業計画の変更（案）～Ⅱ事業計画 2. 2024年度助成事業「物価高騰及び子育て対応支援枠」

（2）公募の概要

- ⑥不動産を活用する事業については、土地の購入は、助成の対象外とし、賃貸のみを対象経費とする。また、建物については、賃貸を原則とする。ただし、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り、特例として購入を認められるものとする。その際、
- ・ JANPIAで不動産鑑定士等による評価を行い、当該評価額の80%を上限に助成を行う。
ただし、激甚災害の指定による措置の適用地域において、災害復興支援として特に必要と認められる場合であって、自己資金の調達が困難と認められるときには※、当該評価額の80%に一定の加算を行うことを認めるものとする。
※資金分配団体及び実行団体選定プロセスにて、申請事業において事業に必要な拠点整備などを目的として建物を取得する場合に、休眠預金からの助成金活用以外の他の代替手段の検討状況なども確認の上、自己負担割合の軽減措置について可否判断を行う。
 - ・ また、資金提供契約書に定める財産処分※の制限期間については、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数とし、この間に事業を終了する場合には、財産価値相当分の返還を求める。 ※休眠預金等活用事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行うこと。